

貸借対照表

(平成15年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	191,094	流動負債	120,383
現金及び預金	111,583	未払金	43,180
売掛金	57,998	短期借入金	20,000
仕掛品	2,496	未払法人税等	199
貯蔵品	5,308	未払消費税等	8,220
立替金	1,088	未払事業所税	992
未収入金	2,607	預り金	5,095
前払費用	10,287	賞与引当金	17,426
前払金	70	一年内返済予定長期借入金	25,269
貸倒引当金	347	固定負債	100,555
固定資産	56,351	長期借入金	100,555
有形固定資産	8,821	負債の部合計	220,938
建物付属設備	2,232	(資本の部)	
建物付属設備減価償却累計額	567	資本金	56,300
工具器具備品	22,823	資本金	56,300
備品減価償却累計額	15,666	利益剰余金	29,792
無形固定資産	1,994	利益準備金	1,530
ソフトウェア	1,849	当期末処理損失	31,322
電話加入権	145	(うち当期純損失)	(53,613)
投資等	45,535	資本の部合計	26,507
出資金	50	負債資本合計	247,446
敷金	25,957		
保険積立	1,246		
長期前払費用	6,731		
長期性預金	11,550		
資産の部合計	247,446		

損益計算書

自平成14年7月1日
至平成15年6月30日

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業損益の部	【営業収益】	553,516
		売上高	552,324
		教育事業売上高	1,192
		【営業費用】	606,412
		売上原価	308,145
		販売費及び一般管理費	298,266
		営業損失	52,896
	営業外損益の部	【営業外収益】	3,710
		受取利息	221
		受取利息配当金	2
		受取手数料	4
	為替差益	0	
	雑収入	3,481	
	【営業外費用】	3,667	
	支払利息	2,530	
	新株発行費償却	155	
	支払保証料	913	
	雑損失	66	
	経常損失	52,852	
特別損益の部	【特別利益】	179	
	貸倒引当金戻入	171	
	固定資産売却益	8	
	【特別損失】	832	
	固定資産売却損	66	
	貸倒損失	765	
税引前当期純損失			53,505
法人税、住民税及び事業税			200
法人税等調整額			91
当期損失			53,613
前期繰越利益			22,291
当期末処理損失			31,322

1.重要な会計方針

1) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

貯蔵品……………最終仕入原価法
仕掛品……………個別原価計算による原価法

2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………法人税法の規定による定率法
少額減価償却資産……………法人税法の規定による定額法(3年間で均等償却)
無形固定資産……………法人税法の規定による定額法

3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………貸倒れによる損失に備えるため、法人税法に基づく繰入限度額(法定繰入率)を引当額として計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき実際支給見込額と、賞与に伴い発生する法定福利費を計上しております。

4) 繰延資産の処理方法……………支出時に全額を費用として処理しております。

5) 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

6) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準の適用

当期より、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

また、当期における貸借対照表の資本の部については、商法施行規則(平成15年4月1日施行)により作成しております。

7) 1株当たり情報

当期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。この変更に伴う1株当たり当期損失に与える影響は、1株当たり当期利益に関する注記に記載しております。

2.貸借対照表の注記

1) 資本の欠損……………商法施行規則第92条に規定する差額 31,322千円

3.損益計算書の注記

1) 取締役との取引高……………営業取引以外の取引高 2,515千円

2) 1株当たりの当期損失……………3,336円33銭
前期より当期と同様の基準で計算した場合、前期の1株あたり当期利益は104円50銭となります。